

【地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況】

主として今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的として、平成26年4月1日より消費税率が引き上げられました。

この増収分は、使途を明確にするとともに、すべて社会保障施策の財源として活用することとなっております。

令和元年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
235,437 千円

社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

項目	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	991,863	692,076	42,416	257,371
	高齢者福祉事業	32,295	1,871	4,304	26,120
	児童福祉事業	1,801,079	1,269,874	75,163	456,042
	小計	2,825,237	1,963,821	121,883	739,533
社会保険	介護保険事業	485,685	16,867	66,331	402,487
	国民健康保険事業	245,159	94,647	21,295	129,217
	小計	730,844	111,514	87,626	531,704
保健衛生	高齢者医療事業	97,271	61,171	5,107	30,993
	健康増進対策事業	135,086	5,658	18,312	111,116
	医療体制強化事業	17,737	0	2,509	15,228
	小計	250,094	66,829	25,928	157,337
合計		3,806,175	2,142,164	235,437	1,428,574

地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。